

「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」(第4回)  
議事要旨

1 開 会 (事務局)

2 座長あいさつ

山川座長より、所用により今回初めて出席した委員を紹介。  
また、今回の議事の進め方について、各委員に説明。

3 議 事

(1) 議題1「廃棄物削減のための経済的手法について」(資料1)

東田委員

本日は、前回までの資料等をいろいろ見て、勉強させていただいたので、今回は、前回までの意見を踏まえて、経済的手法について、ごく簡単にまとめさせて頂いて、今後の土台にしていただければと思う。できる限り客観的に、少し簡単に述べさせて頂きたい。

タイトルは、「廃棄物削減のための経済的手法について」ということになる。順序は、まず廃棄物削減にこだわらずに、そもそも環境等でよく言われる、経済的手法というのが何なのか、その代表的なものは何なのかということをし少し見ていきたい。また、やはりこれも限らずに経済的手法のいい面、悪い面を簡単にまとめさせて頂きたい。その後で、ここで対象としている廃棄物というものに関して、どう対処していくかということについての経済的手法と呼ばれるものについて考えていきたい。

1 経済的手法とは？

まず最初に、経済的手法とは何なのかということをし、基本に立ち返って考えていきたい。経済主体というのは、消費者、県民、市民、それから事業者や生産者の方々だが、その方々の行動を直接規制する手法、例えば、自動車を運転してはいけないとか、煙を出してはいけませんという形で規制するのではなく、例えば自動車を運転するのであれば、1 kmあたり100円払ってください。煙を出すのであれば、今で言うと地球温暖化の関係で、炭素1トンを出すのであれば1万円払ってくださいという形で、何か環境に優しい行動をとった時にお金、すなわち経済的負担をしなければならないという仕組みを作ることが経済的手法となる。

それを作ることによって、個々の県民の方や事業者の方々が、環境に優しい行動をとろうとする。車に乗ることはだめとは言われていないが、乗るとちょっとお金を払わなければならないから、なるべく乗らないようにしようというように行動を変えていこうということになる。レジュメには、「与える」と書いてあるが、個々の市民、事業者の方からすると、そういうインセンティブを受けるといふ方向に行動を変えていこうということであり、経済的負担を課すことによって行動を変えていってもらおうというシステムになる。

前回意見が出た、水道料金を使った量に比例して計算することにするのも、一つの経済的手法に当たる。

2 経済的手法の代表的なもの

経済的手法の代表的なものとして、一般的に考えられているのは、まず、税、課徴金といわれるもの。明確に税と課徴金という区別があるかは微妙だが、どちらも悪いことをしたら怒られるというタイプ。自動車に乗って排気ガスを出したら、あるいは、汚い水を出してしまったら、お金を払わなければならないという仕組みになる。

現実に日本では、この先何年か後に自動車関連で取られると思うが、炭素税、環境税等となる。ゴミ袋でいうと有料ゴミ袋制になる。ゴミを出すのであれば、お金を払わなければならない。環境に優しくないことをしたときに、お金を払わなければならないというタイプのものが一つ目。

それから、二つ目がその逆で、悪いことをしたときにペナルティを課すのではなくて、いいことをしたときにほめてあげるといったタイプのもので、補助金ということになる。

例えば、ゴミを出さず、リサイクルに回すとか、再利用をするといったときに補助金をもらえる。そうすると、ゴミを出したときにお金をとられるというのと、ゴミを出さなかったらお金がもらえるということは、ゴミを出さないような行動をしてもらうという観点からは、全く同じ意味を持つ。良いことをしたときに、お金をあげるといったタイプの経済的手法が、補助金ということになる。

今現在あまり大量に機能しているかどうかかわからないが、昔私が小さいときに、一升瓶を返しにいくと、酒屋さんが五円くれたというシステムがあったが、あれはこの2つのシステムの組み合わせになるかと思う。最初に、ビンという資源を使うことに対して、税金を課され、沢山払わなければならない。それを再利用に回すことで、補助金を五円もらえるというタイプになるので、二つの組み合わせをしていた、かなりいいシステムであったというように聞いている。最近では、ビンの色がいろいろついているので、なかなか難しいという話は聞いたことがある。

三つ目がラベリング制度と呼ばれるもの。廃棄物関連でも、最近では行われている。廃棄物関連でないものでは、日本ではエコマークがあり、大分長く実施されている。それから、有機野菜など、いろいろなものにマークがついているものがある。

それから、リサイクルでいうと、最近では、私の知っているところでは、山形県とか三重県、岐阜県等で、リサイクルされた製品にシールを貼って、あるいはマークをつけて、これはリサイクルされた製品ですという形で、市民に一定のいいイメージを与える。そうすることによって、わざわざコストのかかるリサイクルを行った企業に、市民が少し高いお金を払ってくれるという形で補助金を与える。あるいは、コストをかけずにリサイクルしなかった企業には、市場で一定のペナルティが課されるというタイプのものが三つ目のラベリング制度になる。

大きなポイントは、最終的に廃棄物を減らすか減らさないのか、環境にやさしい行動をとるかどうかなどを意思決定するのは、経済的手法のケースでは、各事業者や市民の方々であり、経済的手法はそれをアシストするというイメージを持っていただければと思う。もちろん、税率があまりにも高ければ、直接規制と全く変わらなくなるので、どの程度にするというのが、別途課題になる。

直接規制と比較すると、直接規制の方が強制的にここまでしなければいけませんよという強制の度合いが強いのであろうというように思われる。

ここまでが経済的手法の代表的なものということになる

簡単にまとめると、環境にやさしい行動をすると、税金を支払わなくて良く、補助金を受け取ることができる。ラベリング制度であれば、自社製品が売れるということになり、個々の市民の方々や事業者の方々にとってはよいことになる。もし、優しくない行動をしたときに、経済的手法が設定されていれば、税金を支払わなければならない。補助金を受けとれない。それから自社の製品が売れないという形で、結果的に損失を受ける。

最初の時点でどちらの行動をするか意思決定する段階で、先のことを読み込めば、やさしい行動をとろうというインセンティブを持つ人が、おそらく税金や補助金、ラベリング制度がないときに比べれば、ある時の方が環境に優しい行動を選択する人々や事業者の方々が増えるであろうということで、このような施策を採っていきましようという流れが、いいかどうかはわからないが、現実にはある。

### 3 経済的手法の長所と短所

次に、一般的に言われている長所及び短所をまとめておく。

一つ目が、社会的観点から低コストで、廃棄物を削減できる。同じだけの煙を出さないようにするにも、ものすごくコストのかかる業種と、比較的簡単に煙を削減できる業種、あるいは事業者の方々が色々いると思う。直接規制だと、ものすごく金をかけなければならない業種や産業も、あまりお金をかけずに削減できる産業も、同じだけ減らしていかなければならない。

ところが、税金であれば、少しの煙や廃棄物を削減するために、ものすごいお金がかかる企業や事業者の方は、むしろそこまでお金をかけて減らすよりも、少し税金を払って煙や廃棄物を出していこうとする。逆に、簡単に煙や廃棄物を減らすことができる業種や事業者の方々は、税金を節約するためにどんどん減らしていく。それを全体で見ると、低コストで削減できる企業や個人の方々が、たくさんゴミを減らしていくことになるので、社会全体で見ても、比較的 low cost でゴミを減らしていくことができるだろうということになる。

それから、これも一般的に言われていることだが、税金の場合には、税収を獲得することができるということがある。

この2点が、経済的手法の良い点と言われている。

悪い点と言われていることになると、産廃税の場合は今1トン千円が標準にたまたま決まっている。また、ゴミ袋の有料制だと、当初出てきた頃は1袋5円や10円もあったが、最近の導入事例は、たぶん1袋45円から100円程度と、かなり高くなってきている。じゃあ、どの値段に設定すれば、ゴミを出さないようにしようと思うのかは、全然分からない。全く効果がないかもしれないし、効果が出すぎるかもしれない。したがって、試行錯誤で、まずゴミ袋であれば10円でやってみよう。だめだったら、30円にしよう。いきすぎたら、20円に戻そうという形で、こころを変えていかなければならない。変えていくという行政のコストを考えると、結構コストがかかるのではないかとされている。

二つ目は、直接規制と同じだが、ほんの一部の違法なことをしている事業者が存在するかどうかということを見なければ、まじめに減らしている優良な事業者の方々が、極めて大きなコストを負担しなければならなくなり、監視や調査をしなければならなくなる。この監視に、すごくコストがかかるであろうということになる。

最後の点は、テキストレベルでは、長所のように扱われているが、最初のところと関連するが、高いコストを支払わなければならない事業者は、やがて経営面が苦しくなるので、どうしても市場から退出していかなければならなくなると思われる。従って、この部分がどうしても存在してくることは、否定できないということになるかと思う。

#### 4 廃棄物に関する経済的手法

次に、廃棄物に関する方に絞ってお話を進めていきたい。

先程の税、補助金、ラベリング制度に対応したものを、今現在ここで対象としなければならぬものに置き換えていくことにする。

税金に対応するものとしては、産業廃棄物税と呼ばれるものが考えられる。それから、もちろんゴミの有料化も考えられる。

補助金に対応するものとしては、廃棄物の削減事業への補助金が考えられる。

それから、消費者に、物を買う段階で意識を持ってもらうことであれば、これはリサイクルされたものだというシールを貼って、ちょっと高くてもいいからそれを買おうかというように行動を変えてもらうという、リサイクル認定制度というものがある。

それぞれのケースについてのポイントを簡単に考えていきたい。

産業廃棄物税でいうと、誰に納税してもらうかという部分。これは法律上の、誰に税をかけるかという部分で、過去に採られた例でいうと、排出業者に納税義務

者になって頂いている例があり、最終の処分業者の方々が納税義務者になっている例もある。

中間処理業者も含め、あくまで法律的に、どの段階の方々に払って頂くようにするかがポイントになる。

それから、徴収方法や税率をどうするのかという問題もある。

過去の例でいうと、排出事業者は多数存在するので、排出事業者を納税義務者として直接徴税すると、とても行政コストがかかってくる。このため、一定規模以下の量しか出さないような事業者には、税を払っていただかないというような制度も設けられている。

このようなことを含め、どのような制度にすればいいのかを考える必要がやがて出てくると思う。

これは、機械的に計算しただけだが、岩手県のケースだと、産廃税の税収は、税導入後だんだん減っていくようなイメージとなっている。以前までの資料の中に、福島県のデータもあると思うので、興味がある方は単純に掛け算をしていただけたらと思う。

産廃税を導入すれば、ゴミは減っていくか増えていくかはまったく分からない。税を掛けたことによって、効果が出れば減っていくこともあるし、効果がなければ今までどおり増えていくという可能性も十分考えられる。

ゴミの有料化にしても、一般市民の方々が、前回何人かの委員の方々から出されていたが、県民の方々に意識を持ってもらわなければならないという観点からすると、県民の方々がゴミを出す時点で一定の料金、ペナルティーを支払ってもらわなければならない。では、それをどうやって集めていくのかというのがポイントとなる。

また、補助金であれば、誰を補助するのかということもポイントになってくる。

それから、これは県内、県外の流出の問題とも関連するが、これまでのケースでいうと、リサイクルの認定制度は、県内でリサイクルされたものについてのみシールを貼ってきたが、これを区別すべきなのかどうかということがポイントになってくる。

## 5 導入を考えるうえでのポイント

導入を考えるうえでのポイントについて、もう少し詳しく考えていきたい。

(1) 誰に、どのような形で課税するのか。

(2) 税収をどう使うのか。

(3) 他県からの流入や流出をどう考えるのか。

ということがポイントとなってくる。

一口にゴミを減らすといっても、どこに焦点を当てるのかということで、やらなければいけないことが大きく変わってくる。最終処分量を減らすのか、中間処理の部分で技術を高めて減らすのか、消費者から出る時点で減らすのか。消費者のニーズというのは、先程言った認証制度を含めた概念となる。生産をされている方々に、リサイクルをしたものを使った方がいいというニーズが、価格を通じて伝わることが認証制度となる。

あるいは、消費者や県民の方々が、ゴミそのものを出すことを抑制すべきなのか。それとも、リサイクルの部分を増やすのか。どの部分に焦点を当てるかで、少しずつやるべきことは変わってくるのではないかと思う。

例えば、前回でも言われていた、県民の方々に少しずつ払っていただくという形で、最初にゴミを出す段階でお金を取るとすると、県民の方々は、出す段階で、そのゴミが最終的にどれくらい減量できるのかということは、おそらくは知らない。従って、1キログラムのものが、最終的に処分場に行ったときには50グラムになるものであっても、1キログラムのものが、1キログラムのまま最終処分場に行くものであっても、おそらく同じだけのお金を払うことになる。効率性の観点から言うと、県民の方々に排出時に支払っていただくことは、必ずしも良くないこともあ

るかもしれない。リサイクルされるようなゴミや、ものすごく減るようなゴミについても、全く減らないような、そのまま最終処分場に行くようなゴミについても、同じような税が課されることになるので、消費者や県民の方々が、最初の段階で、それを選んで、減るものについては、あまり税を払わないということはおそらく不可能なので、少し効率の面では劣る。ただし、各県民の方々に、ゴミを出すということがいかにコストがかかることなのかという認識を持ってもらうことが目的であれば、この段階で税をかけるということや有料制を採るということも考えられる一つの方法である。

それから、これは産業廃棄物税でよく行われていることだが、最後の埋立のところで税をかけると、産業廃棄物は、最終処分場には行かないで、リサイクル施設に行くことになる。前回委員の方々が言われていたことだが、リサイクルをするにもかなりのお金やエネルギーが必要になる。従って、最終埋立処分に回るものが減ればいいかというのと、リサイクルに回るものがものすごく増えていって、逆に消費者の方々が、リサイクルされるものだから安心だということで、どんどん消費をする。このようなことで、逆に長期的には、ゴミが増えていく。最終埋立処分に回るものは減っていくかもしれないが、リサイクル施設への搬入がどんどん増えていく可能性がでてくる。従って、どの目的で、どのように減量化を図るかを考える必要がある。

それから、法律上だれを納税義務者とするかということと、実際にだれが税金を負担するかということは、全く別になってくる。100円のジュースに10円の税金をかけたとしても、それをそのまま110円にしてしまうこともできるし、110円にすると売れないから元値を下げなければならないこともある。従って、市場の中で、どの業種の方々が、最も交渉力等がなくて、最終的に損失を被り、経営面で苦しくなるかということも考えなければならない。

税収の使われ方というのは、今まででいうと主に3通り、リサイクルに対する補助と、不法投棄の監視、そして情報データベースの作成等ということになる。

リサイクルに対する補助も、リサイクルをとにかく増やせばいいということでもないの、気を付ける必要がある。

最も議論になっているのは、不法投棄監視の為に税金を使うこと。すごく優良な事業者の方々が負担した税金を使って、違法なことをやったほんの一部の者の為に税金を使う必要があるのかどうか、公平性の観点からいいことなのかどうかということだが、確かに公平性の観点からは問題があるかもしれないが、このために今税金を使わないと、将来的に不法投棄の問題やゴミの問題が更に深刻になったときに、より多くの経済的な負担を優良な事業者の方々に強いる必要がでてくる可能性を考えれば、今少し使うことは、経済的な観点から見るとかならずしもそれほど悪いことでもないかもしれない。あえて言わせていただいたが、これにはいろいろな考え方はあると思う。

最後に、県外県内の、本当は各地域からの流出入状況を取りたかったが、県外と県内の流れがあまり取れなかったの、県内で排出されたゴミの、県内で処理されている分について、地域間をどのように動いているかを簡単にまとめてみた。

流入している地域というのは、沢山最終処分をしている地域である可能性が高いということになるので、地域間で税負担のバランスというのも変わってくる。それから、県外からの流入や県外への流出ということを考えても、地域間での税負担のバランスというのが、変わってくる。あるいは、他県とのバランスというのが関わってくるので、他県とどうするのか、地域間の公平性をどのように考えるのかということもポイントとなってくるのではないかと。

(各委員からの意見等)

今の御説明の中で、産業廃棄物の減量のためにはどこがポイントかということで、法律論の話になるが、廃棄物処理法には、産業廃棄物の処理の責任は排出事業者

あることになっている。基本的には、排出事業者が処理をするが、できない場合は、処理業者に委託をすることもできるということになっている。排出事業者が、中間処理なり最終処分を選択して、委託している。今年の12月に廃棄物処理法が改正になり、特に不法投棄の未然防止策が強化される。そういう中で、最終処分者の責任も、平成12年度にも強化されたが、また強化される。法律的には、排出事業者が責任を持って、不法投棄も含めて、優良事業者を選択して任せていくというシステムで、これまで運用してきている。産業廃棄物を減らすには、排出事業者が大きなポイントを占めているのではないか。

最終処分業者と中間処分業者が排出事業者と並列するのではなく、排出事業者の下に来て、委託を受けて事業を行っているので、減らそうと思っても自由度がきかない。

このような認識で、これまで我々はやってきている。

(東田委員)

同じ考えである。根本的には、排出段階でなんらかの対策をとるべきだと思う。これまで取られてきた税を見ると、埋立のところで課税する例が結構あり、仮にこういうケースもありますということで述べさせていただいた。排出の段階で減量化を図るということであれば、私自身はそのようなことでいいと思う。

廃棄物の問題や、公害の問題一般について、汚染者負担原則というのが強く言われており、他の自治体がしている研究会などでも、この点は強調されていると聞いている。その原則は、経済学的にどう考えるのかということと、その原則に基づいたとしたら、いろいろある経済的手法がどのように評価できるのかお伺いしたい。

(東田委員)

汚染者負担の原則は、税の負担の転嫁を禁止しているわけではないと私は認識している。従って、汚染を出している方に、納税義務を課したとしても、最終的に誰がそれを実質的に負担するかは、価格交渉力等で全然変わってくる。私自身は、汚染者負担の原則というのは、当然だと思っはいるが、実際にそれをやったときに、実質的にだれがそれを負担するようになるのかということは、考えなければならぬのではないかと思う。全然違う税だが、たとえば消費税でも、消費税をそのまま乗せして販売される商品もあれば、いままでと同じ値段にして、消費税分を自分のところで引き受けるというタイプの生産者もいるし、実質的にだれが負担するのかを考える必要があるだろうと思う。

それから、その中で経済的手法という観点からすると、税をとるか補助金をとるかというのは、インセンティブづけという観点からでは、それほど影響は与えないだろうが、先程言われたことと関係するが、排出事業者の方には、実質的にどうなるかは別途議論するとして、汚染者負担の原則を適用するならば、まず排出事業者が税を負担することになるだろうと考える。結果として得た税収を、排出事業者の方の技術開発に対して多少補助するという可能性までは否定しないが、まず排出業者に税を負担してもらうことになるのかなと考える。

建設関係は、戦後ずっとストックは増えてきている。それで、だんだん寿命がきて、新しい時代にあった建物にしていかなければならないという中で、出てくる排出物の、コンクリート塊やアスファルト塊は再利用の体制が一応整って、90数パーセントの処理ができるようになり、なるべく最終処分場に行かないようになってきている中で、建設業関連では、木材の問題がある。それ以外でも、ガラスの問題などもいろいろあるが、処理をするのに費用がかかる。処理をするところまで考えて、いろいろな建物を造ったわけではないので、昔の建物は釘などを使わないで造ったが、安易に建てたところは、いっぱい入っているのだから、再利用するときになか

なか大変。そのような問題も含めて、私たちの業界全体として、木の問題をどのようにしていくのか。処理がかなりの比率でできるようになってきてはいるが、まだ半分残っている。コンクリート塊やアスファルト塊は、もう90数パーセント処理できるが、ものによって負担するところが違うのだろうと思う。どこのところで改善すれば、ずっと減るといふ問題のものと、私たちの問題は、すでに製造責任者という段階ではない状況になっているのが大半である。そのまま使えるものは使っていきたいという考え方で進める政策になってきたのは最近で、建物を壊したときに、初めはがらから壊して良かった時代から、分別して出さなければならなくなった。中間処理に出す場合にも、がしゃがしゃやってどうぞというわけにはいかない。現場で振り分けてやらなければならないことになってきて、結局は、今持っている人達に負担がかかっている。一番最終のところでは税金を掛けるということでもずっといくと、中間のところでは負担をしなければならなくなる。そうすると、一番最初に自分の家をこわして新しく作りたいというところの解体費が、昔と違ってかなりかかるような時代になってきている。ものによって、最終のところでは税金をかけることによって、中間の人たちがお金がかかる場合もあるし、最終的には、一番末端の、ここでいえば、先生が言われた住民、県民にお金は戻っていつているのだと思う。コストが高くなる分については、そのところに、どのような形で、リニューアル、リフォーム、リサイクルできるように税金が戻っていくかという問題について、いろいろなことを考えていただければありがたい。

(東田委員)

ものによって、負担するところが違っていて、おそらく製品等、材質等によってということではありますが、それはもちろん、すごくありえることだと思います。税にするのかどうかはわかりませんが、ものによって、補助金等のシステムを変えていけるかどうかということが、また、これは私が簡単に言えることではありませんし、行政コスト等もかかってくると思いますが、できればそのようにしたほうがいいのかと思います。

最近では、小学校を造る際に、小学校が不必要になったときに、こういうふうに使えんという部分も含めて考えて、造るようになったんですね。設計をする時から、で、今まで造ってある小学校は、小学校に使うことしか考えていないので、蓬莱団地なら蓬莱団地で、小学校が一つで足りなくて二つになった。幼稚園も造った。けど今の年代になって、5歳未満の子どもがゼロになった。1万5千人のうちですね。そうすると、あと6年経つと、小学生がいなくなるわけですね。9年経つと、中学生までいなくなるということになると、小中学校は必要なくなるわけです。必要なのは、お年寄りのデイサービスとか、憩いの場とか、そういう保健福祉関係の建物とかですね、そういうものが欲しくなるんですが、そういうことを含めて、今は小学校を造る際に、設計はそのように組まれているわけです。これから造る建物は、

ただ、今までに造った建物は、そういうことを考えず造っているもので、再利用する場合には、かなりのコストがかかる。これは難しい問題だと思います。これからの時代を、どのようにやっていくかという問題になる。時代時代で、蓬莱団地みたいなところは、50年代前半に売り出したが、その時に、30代の人たちがみんな買った。30年過ぎたら、あと10年、40年過ぎたら、80数%がお年寄りになる。子どもが一切いないという、そういうところの問題を、これから循環型社会の中で考えていかなければならない問題が出てくると思う。それと同じように、建物も、本当は、子育ての時代と、二人になった時の時代と、一人になった時の時代と、最終のときと、建物をヨーロッパのようにその時々で使い替えをしていけばいい。田舎のような場合は、3世代同居だから、それが全部混在してますからいいが、その辺も含めて、これからの産業廃棄物がでてくる問題に対することも、いろいろ考

えていく必要があるのではないかと思う。

(座長)

ある面で、製造物責任が問われる時期以前のものをどうするかということですね。

今のところは、個人の住宅の場合は、個人にいつてしまうんですね。その造った人の会社が、大半がこの不況でなくなってしまうから。その辺に問題がある。

例えば、いま建物の話がでましたけれども、解体するときにコストがかかりにくい建物や、同じように、自動車でも、パソコンでも、何でもいいんですけれども、そういうことというのは、この経済的手法で考えられるものなのでしょうか。

つまり、消費者はあまり買うときから、そういうことを考えて買うというのがなかなか考えにくいかなあと思う。いかがでしょうか。

(東田委員)

先程言った中でいうと、ラベルを添付すれば、もし消費者の方々がそういう認識を持っていれば、たとえば廃棄するパソコン等でもそうですけれども、捨てる時にはお金がかかりますよという制度と、それから、購入段階で、お金がかかる製品なのか、かからない製品なのか、正確に認識できないとだめだと思いますので、廃棄する段階での税、課徴金等々、それから消費段階で認識できるような仕組みを組み合わせれば、可能ではないかと考える。

家ということになると、私は購入したことはないのですが、それがどこまで現実味をもっていえるかどうかは微妙ですが、こういう家を建てれば、廃棄の時に比較的低コストでリサイクルできる家なんだということが認識できて、それプラス、廃棄のところでの課徴金、税等というのを組み合わせれば可能ではないかと考えている。

さらに色をつけるのでも、かなり、認定が難しいと思う。

(東田委員)

もちろんそう思う。

(座長)

家の場合でも、転売したときにどうなるか。

公共の建物については、将来のことを考えたものになりつつある。ただ、今お話があったように、自分の家を建てる場合、そこまで考えて、余裕があればいいんですが、余裕がないとあまり考えないということもある。

30年前は、材料をもう一回使おうということで、大きな家は買い取った。それが、ただでも今度は引き取らない時代になった。今度は、壊すのに非常に金のかかる時代になった。それは、産業廃棄物の問題が出てきたから。

それと、人件費が非常に高くなったという問題と、いろんなことが一つに合わさって、そういう問題になってきている。

(東田委員)

例えば、自動車では、電気自動車は最初はかなり補助を出していたので、社会的にそれが負担できるということであれば、補助で、廃棄にコストのかからない製品を普及させるようにすることも、経済的手法には含まれると思う。

廃棄物削減のための経済的手法というのは、私がこの委員を引き受ける時に、経

済的手法というその用語の意味がよくわからなかった。この経済的手法の定義と、その具体的な内容というのが、この東田委員の説明の中で、内容を説明されているということで、大変うれしく思う。

例えば、ドイツの環境の担当者が、環境問題も環境教育も必要だけれども、倫理観に頼るだけでは、解決は難しい。協力者には報償を、違反者には制裁を科すような、経済的な対応も対策として不可欠だという意味のことを、随分昔から言っている。このような経済的手法を打ち出したら、有効な、ここでおっしゃっている廃棄物削減ということにつながるのかということで、大切な問題はもちろんありますが、その前提として、経済的手法の概要を、まず私自身が理解しておかなければならないと思いましたので、この要旨に対して大変感謝する。

最初に、経済主体の行動というのを、直接規制するのではなくて、と断っているが、東田委員は、廃棄物削減の本質的な問題にあまりこだわらないで、経済的手法なるものの概念の勉強に視点を置いてよいのではないかという気持ちで私はこれを読ませてもらいました。

どうしても廃棄物の中の、ある特定のとか、産業廃棄物とか、そういうふうには言っておられない。ということで理解しますが、よろしいですか。

それから、1ページの一番下のところで、「総量を決めた上で排出できる権利を市場で売買する」と書いてありますけれども、これが例えば二酸化炭素の場合は、設定されているが、その他のものに対しては、権利の売買とか、排出の場合もOKだと思うが、削減の規制で、例えばA社とB社があって、A社が100までOK、B社も100までOKだった場合、ところが、A社で150出していた場合でB社で40ぐらいたった場合、そのところをお互いに連携しあって、そして組み合わせで、150超えてしまった人も、そういうことがOKになるのかどうかということをやっと勝手に判断してしまったが、そのようなことも疑問に思った。

それから2ページ目の4番、「廃棄物に関する経済的手法」のところで、産業廃棄物税の(d)の免税点、これの意味がつかめなかったのですが、品目に対して言っているのか、あるいは量を言っているのか、分からなかったので、回答をお願いしたい。

それから、その下の岩手県の図ですが、平成16年度から平成20年度までの税収見込みというのを、図で示しているが、たぶん税収が減ると同時に、基礎経費というのでも減る。その関連をシミュレーションしたのではないかなと思うので、基礎経費は減る、その関連ですね、どういうことをして、どのようにして減らそうとしているのかというのが全然見えてこない。これは、岩手県庁でなにか出しておられると思うが、さらにこれだけのことをシミュレーションするということは、県民にも何らかの形でレポートなさっているんだろうと思うが、その辺のところも、ぜひ教えて頂きたい。

岩手県の施策というのがあると思う。廃棄物を減らしていく。そういうものを、福島県でも、学び取るようなところがあったとすれば、今すぐでなくてもいいから、ぜひ紹介して欲しい。

3ページ目の、ゴミの有料化のところですが、ポイント(a)のところ、支払義務者で、これは消費者だけになっているような印象を受けるが、例えば、生ゴミの場合は別にして、包装材とか、容器、そういったものは、消費者が望まないのに、買いに行ったら、品物と一緒にどうしても買わされてしまう場合がある。そういう場合も、消費者に負担を課するのは、不公平な気がするので、その辺のところもやはり考えなければいけない。40円になった、100円になったと一喜一憂するのではなくて、基本的な姿勢をしっかりとしなければいけないのではないかと思う。

それから(3)「廃棄物削減事業への補助金」のところですが、補助対象ということで、消費者のリサイクル活動の意味なのか、それとも生産企業者のリサイクルにまで補助金を出すのかということ、生産企業者のリサイクルにまでは補助金を出す必要はないというのが、私の哲学です。

それから(4)「廃棄物リサイクル認定制度」のところで、県内産県外産と区別しておりますけれども、県内県外は、どうやって区別しているんでしょうか、教えて頂きたい。

それから次のページ、最後のページのケース1の「誰にどのようなかたちで課税すればよいのでしょうか?」というところで、埋立税として、最終処分業者から特別徴収する場合と、説明が分かりにくい。それで、埋立税の特別徴収を、最終処分業者に課税して、なぜ埋立処分抑制になるのかというのがわからない。それから最終処分業者というのは、排出されたものを処分するしか対応のしようがないのではないか。

それから、埋立税を最終処分業者ではなく、埋立を最終処分業者に依頼する業者から徴収するということならわかるが、その辺も説明をお願いしたい。

それから、その下のところ、ケース2の、矢印の下から2番目のところで、ちょっとこの説明が理解しにくかった。というのは、「必ずしも効率的な抑制方法とは限りません。」となっているが、効率的な抑制方法になるのではないかと思う。

それで、「消費者に最終処分の限界を認識してもらうため」というように書いてあるが、最終処分の減になるのではないかと、私はこの辺の認識が甘いかもしれないが、そのように思った。

それから、ケース4のところで、ここでは、廃棄物の量を発生源において削減するという意味で、この黒い矢印の下から二番目のところに、「しかし」の後に、「リサイクルにもエネルギーが必要ですし、リサイクルの増加により消費量が増加する可能性があります。長期的には、廃棄物の量が増えるかもしれません。」という、この二行。この一文こそ、廃棄物問題の本質だと言えると私は思います。で、まさに廃棄物の量を、発生源で削減していくと。ですから、廃棄物問題の根本であって、これ以外に廃棄物問題を解決する方法はないというくらいだと思います。ですから、リサイクル対策というものは、非常に大切であって不可欠でもあります。根本的な解決にはならないわけです。ですから、この二行に関して、最初から最後まで目をそらしてはならないと私は思った。したがって、東田委員の、廃棄物問題の確信というのはこの二行ではないかと思う。

(座長)

沢山の質問があったが、なお、今日の議論の最後のところで提案しようと思っているが、それぞれの委員、とりわけ学識経験者の委員の方々からは、別途実態の話とか、今日の東田委員の話とか、それから次回予定しています報告を踏まえた上で、それぞれの哲学も踏まえてということで結構ですので、御意見をいただこうというように思っている。従って今日は、質問というところに限定させていただいて、東田委員から、御意見をいただこうと思う。

(東田委員)

まず、排出権取引については、A社が100まで、B社が100までというようなかけ方は、排出権取引ではない。根本的に総量を200という形で、あとは市場で取引してくださいというのが排出権取引の制度の考え方。総量が200までということであれば、A社が150、B社が40という状況は、なんら排出権取引では、200までという制度の観点からは問題はない。

二点目の免税点ですが、私も法律には本当に詳しくないので申し訳ないが、例えば、三重県でしたか、年間1000トン未満の排出事業者については、税を支払わなくてもよいと。小規模な事業については、税を支払わなくても良いというようなものも含まれるのではないかとと思われる。

岩手県のケースについては、岩手県のゴミの発生見込みに、単純に今の税率を当てはめただけで、基礎経費等までは私は考慮に入れたわけではない。基礎経費等と、税にごみはどう反応するかという予測というのは、極めて難しいので、どのような

予測を立てても、私の主観的なものが入り込むと思いましたので、こういう形でシミュレーションを行うということであれば出せるが、今回はそれについては避けさせていただいた。

それから、ゴミの有料化のところで、私自身はここで消費者のみを念頭においたわけではない。現実に事業を行っている、例えば包装用紙を沢山出すような事業者については、事業者の方の段階で、包装用紙を使った量に応じて取るというようなことも考えられると思うし、様々なタイプが考えられると思う。ただ、それと行政コストが、私はどうしても経済学的に考えるので、全体としてどれだけコストをかけて、利益が得られるかということを考えるので、例えば個々の包装用紙を何枚使ったかということ进行调查するのは、そもそもものすごくお金がかかるといったような場合が存在するのであれば、それがいいかどうかは、ちょっと私には判断はつかないが、制度として実施することは排除しないで可能だと思う。

それから、リサイクル活動の、生産者にまで補助すべきかどうかということだが、例えば公平性の観点からというのと、やはり私はどうしても効率性の観点から見てしまうが、もちろん重要なのは、個々の市民の方々の、一生懸命リサイクル活動をされている方を補助することも重要だが、大本の、例えばペットボトルを処理する施設をだれが造るのかということになる。個々の、個人の、県民の方々に、少しずつ補助をした額を、個々の県民の方がプールして施設を造るインセンティブを持つかということになると、微妙だと思う。なので、誰に補助をするかということは、これも私は限定をしていない。市民の方に補助すべきということであれば、そうかなあと思うし、それから大本のところで、技術を開発するために、技術を開発する企業に補助する、その技術がやがて個々の県民の方々にフィードバックされていき、利益が少しずつ行き渡っていくという可能性も考えられるので、生産者ということではないが、リサイクルをする事業者の方々への補助ということも排除すべきではないと思っている。

それから、リサイクル認定制度の県内産、県外産の区別ですが、今まで実施した自治体の例では、県内のリサイクル施設、県内の事業者の方がリサイクルしたものについてのみ認証ラベルを貼っている状況である。これは、県内県外だけに限らず、国と国でも結構問題になる。外国の製品にはラベルを貼らない、県外の製品にはラベルを貼らない。これまでの段階では、大量に出回っているわけではないかもしれないし、それほど認識されていないが、今後どの県でもこういった認証制度を行っていく段階で、コストの観点から、あるいは区別をするという観点から、県内産、県外産を区別すべきなのかどうかということは、考えるべきであると思う。

それからケースの方で、埋立、これは今日最初から言われていることだが、あくまで前提は排出する方のところで税金をかけて、排出量を減らすのが望ましいというように考えたときに、排出事業者の方の数というのは、最終処分業者の数に比べるとものすごく多い。情報収集にもものすごくコストがかかる。私がそれがいいと思っているわけではなくて、過去の例からすると、あまりにもコストがかかりすぎるので、最終処分業者の数は少ないので、そこから税を払っていただくと。それはやがては中間処理業者の方々や排出事業者の方々に価格転嫁という形で仕入れを通じて伝わっていくので、最終的にだれが税金を支払うかというのは、排出事業者の方もおそらく支払うようになるし、中間処理業者の方も支払うようになる。どの程度転嫁されていくかというのは、その県によっても異なると思うし、その年度によっても異なると思うが、伝わっていく。伝わっていくことによって、個々の、それぞれの業種の方々に、少しずつゴミを減らすインセンティブが伝わっていく。最終的には、最終製品価格にまでいくと思われるので、県民の方々も、価格が上がるという形で、接するようになる。ただ、その価格の上昇が、ゴミに税金がかかったからだという認識できるかどうかということが微妙になるので、その場合には、前回言われたように、県民の方々に直接ゴミ税という形で支払っていただくことも考えられると思う。

ケース2のところで、先程私が言わせていただいた説明がたぶん不十分だったと思うが、もっとも効率的な、最終廃棄物を減らす方法というのは、中間処理で減らせるものというのは、できるだけ減らして、低コストで減らせるのであれば、減らしていく。最も減らさなければならないのは、コストのことを考えなければ、中間処理のところで減らすことができないもの、リサイクル不可能なものということになってくるかと思う。ただし、最初に家庭からゴミを出す段階で、個々のゴミを出す、私などもそうだが、普段ゴミ袋にいろいろなものを入れるというときに、これは80%は減量される、これは全然減らないという事は、全くということはないがあまり認識できない。そうすると、最終の県民の方々のところで、税金をかけると、本当はすごく減ってしまうようなゴミでも、中間処理で全然減らないようなゴミでも、同じように税金を掛けてしまうので、その意味では効率的ではないというように考えた。

それから、一番最後に、この二行が僕の確信かといいますと、私はまだ経済学の勉強を始めてから十年ちょっとしか経っていないので、まだ哲学をもつとか確信をずばずば言うほどは、私の経済学の知識は深まっていないので、この部分が確信というわけではない。ただし、この可能性は十分あると思っていて、いろいろなところでも言われているし、やはりリサイクル、リユース、リデュースの中で根本的にはリユースの部分が大事になってくるだろうことは予測できるが、減らすためにどれだけコストをかけなければいけないかということは常に考えていかなければいけないと思っている。

先程、東田委員が消費税の話をされましたが、消費税は別な扱いのようなニュアンスのお話をされたが、実際、私も学生時代消費税が始まったようなものですが、税の目的は微妙だが、消費するから税をとるというような形のように市民は思っていたという気がする。そこで、また新たに、税を設けるといのは、非常に哲学的に市民に説明がつかない。非常に抵抗があるような気がしている。

そうなった場合、逆に、先程名越委員がおっしゃるように、消費者というのは、ある程度このペットボトルを買わざるを得ない選択が非常に大きい部分がある。出産とかは別だが、お葬式でも、とうとう消費税が掛かるような時代になっているので、そう考えた時に、かえってちゃんとリサイクルシステムを創り上げた中で、リサイクルできる、消費せざるを得ない物を出してもらって、それを出してくれた報償という話がありましたが、そちらの方が確実に出してくれるというシステムになるかなあという印象を非常に持った。

そういった中では、今日も議論したが、この検討会では、いかに循環型社会の中で、そういうシステムがあって、ものがうまく動くようなシステムのなかで、もちろん税を払うというやり方もあるし、あるいは、報償を出すやり方もある。税率の問題も出てくるし、微妙な問題で、今日のお話は非常に重要で参考になると思った。

(東田委員)

それが説明がつくかというところは、結果的にどうなるかはわからないが、おっしゃられたように、おそらく補助の方が確実にインセンティブ付けできるし、違法な行為というのもおそらく出ないだろうと思われる。

しかし、リサイクルへの補助だけだと、おそらく廃棄物の量は、長期的には増える可能性が高くなってくると思うので、補助となんらかのペナルティというのをセットにすべきかなあという気がしなくはない。

(座長)

経済的手法ということで、税ということを考えるときには、今言った、消費税で払っていて、さらにそれに上乘せする形で払うんだという、それに対して、ちゃんと説明ができるかどうか。

たぶんこの中には、いろいろなエッセンスやポリシーがあって、短い時間では説明しきれないと思うが、もう一点だけ、岩手県のケース、あるいは他の県のケースの話を知ると、税というのをに入れてしまうと、他県にものが流れていってしまう。まあ、東田委員も書いているが、今ペナルティという話もありましたが、関所を設けるということではないが、その辺も、ある部分やある期間は非常に重要だと思う。

事例として、ペットボトル、あるいはトレイの話がでていたが、循環型社会というのと、利便性というのは、どこかで断ち切らないといけないのではないかな。ものをつくる立場からすると、安く便利な物をどのように使うか。このボトルを高くすればいい。一個1万円。でも、昔はそうですよね。しょうゆでもおみそでも量り売りですよ。いま、その利便性を追求するがゆえに、こういうことがあって、じゃあこれは金で解決するかというと、しないと思う。さきほどの、CO<sub>2</sub>の削減でもそう。お金で解決しようとするのが、やはり日本人の一番いけないところではないか。どこかで犠牲というのは、利便性を我慢するとかなんかをしないと、総量は絶対減らないような気がする。ものをつくる立場からもそう。

それから世代が変わっていく、便利になりつつあることもあるが、昔はなんでも使っていていいよということが、ちょっと考えると、使えなくなってきた。前にやった人の責任をとってもしようがない。それはそのときに考えるのがいちばんいい。それから、利便性ということがひとつと、やっぱり受益者負担の原則は貫きとおさなければいけない。便利だから買いました。使った人がどう処理するかということをやらないといけない。容器はいらなくて、中身だけ欲しいという人が、消費者でそういう人が出てこない限りは、お金を出せば便利な物はいくらでも手に入る。これは飲み切らなくても使えるからいいが、缶は飲みきらなければいけない。これを安くするために、メーカーさんがどれくらい技術が進歩したか分かりますか。ペットボトルの口には、白いものと透明なものがある。これは、材料はみんな一緒。ところが、白いものというのは、ジュースその他の甘味料が入っているもの。というのは、注いだ口に汚れがつくと、かびが生える。そうすると、ふたをしてしめたあとで、ここに穴が空いていて洗浄することになっている。だから、お客さんの利便性のために、どんどん技術はすすんでいるが、どこかでだれかが我慢しないと、環境問題はけりが付かない。環境問題は、お金では解決できないと思う。これは10円しますが、たとえば150円のうち、15円がボトルですよ。まあ、もっと高いかもしれないが。じゃあ、30円にしますよといったら、30円でも払うと思う。で、そのお金は、まとめてどう使うかは、また別の問題。そのへんが、先程の単純な事例で、もっと単純に考えたほうがいいのかなあというような気がする。お金では、私は減らないと思う。総量を減らすために、お金でどうしようというのは、まあ一つの動機付けにはなっても、基本的なところの解決にはならないのではないかなというような気がする。

(座長)

経済的手法を超えたかたちのものを位置付けないと、解決していかないということですね。

これは非常に直感的な話かもしれないが、資料の1ページのところの、経済的手法の代表的なものの、ラベリング制度で、先程こちらのところで、最終的に環境にやさしい生産方法でやったものについては、自社製品が売れ、そうでないものは売れないということになりましたが、今の消費者の行動から考えていくと、同じものなら、環境に優しい製品は、ちょっと高めに設定されると単純に思うが、消費者は、どれぐらいのものであれば、そちらのほうに流れるのか。感じとしては、どのぐらいが限界となるのか。

(東田委員)

大手のスーパーとかを調査しているが、実際に街頭で、消費者の方々に、何パーセント増しで払う意思があるかとお聞きすると、20パーセントでも30パーセントでも払いますよと答える。たとえば野菜の、有機無農薬のものとか、紙でもそうですが、再生された製品であれば、それくらい払ってもいいというには答えるそうです。ただ実際には、それがなかなか消費行動には結びつかない。例えば、スーパーではそもそも売られていないとか、あるいは、スーパーでどれがそのような製品なのか、ちょっと認識しにくい。で、実際には、5パーセント7パーセントしか払われていない。これは、場所によっても全然違って来ると思うし、従って流通業者の方々も、ちゃんと認識できるように販売すると、それなりの、二割三割程度であれば、消費者の方々も支払っていくようになるような意識は私は持っていると思う。

前回もちょっとお話を致しましたが、この議論をしていくとき、県の方でテーマとして出ているのが、産業廃棄物ですね。今日、東田委員の話だと、廃棄物という言葉が出てきた。私たちの、廃棄物というと、簡単にはゴミというように考えている。というのは、廃棄物の中には、産業廃棄物と一般廃棄物がある。今日聞いていると、産業廃棄物と一般廃棄物が、ごっちゃになっている。ここで論議するのが、産業廃棄物であれば、一般廃棄物は行政が最終責任を持っていて、産業廃棄物は発生元が責任をもつということが大前提になっているので、こういういろいろな税金の問題を考えると、あまり一般廃棄物が入りすぎてしまうと、ちょっと混乱してしまう。私たちの商売柄、基本的にはリサイクル業というが、産業廃棄物業や一般廃棄物業ではない。許可は両方とっているが、リサイクルという言葉も、全てもう一度再生資源というか、もう一度再生されて、生まれ変わってくるという前提で、こういういろいろなものを扱っている。ところが、廃棄物はゴミなので、最終的には、焼却するか埋立するものだという概念で考えてしまう。そういうように、基本的に考えて論議しないと、的を絞れないのではないかという不安感をちょっと感じた。

(東田委員)

まず、産業廃棄物と一般廃棄物との区別ですが、私自身は、最初ここに来たときに、産業廃棄物だという認識はもちろん持っていたが、いろいろ前回までのお話を聞いている段階で、県民の方々に払ってもらわなければならない必要があるとか、なかなか、産業廃棄物や一般廃棄物というのは、区別がしにくいようなケースもあるという話があったので、そういうところまで含めて、前回までを参考にしてベースとして考えたので、両方含まれてしまうようなイメージをもたれてしまったかもしれない。

ただ、そのどちらを対象にするかは、両方含めるべきということは意図していないので、そのへんは座長が改めて対象を絞っていただければ。

(座長)

今回の検討会の名称は、「産業廃棄物行政と」という形になっている。ただ、どこまでが産業廃棄物で、どこから先が一般廃棄物かというのは、中身の、実際のごみの質の問題ではなくて、どこが主体として出すかというところの区分で考えているので、その面で、経済的手法のあり方というのを考えたときに、できる限り産業廃棄物の量を少なくするというこの関係からすると、今回の検討会は産業廃棄物行政ということに重点を置いているけれども、ここでは特になんらかの結論を出すというよりは、どのような論点があるのかということを整理することが一番の眼目だというように聞かされておりますので、その面で、産業廃棄物について重点をおきながら、しかし、一般廃棄物についても、視野としては私は入れて置いてもいい

のではないかと考えている。

ただ、そこをちゃんと議論していくときに、区別しておかないと、いったいここで何をやるのかということがあいまいになるので、その面では、産業廃棄物というところに重点を置きながらということになるかと思う。

議論の中で減量のためのポイントであるとか、排出者、あるいは汚染者負担の原則についてどう考えるかとか、あるいは建設関係の中では、ものによって負担をする主体が変わってくるということとか、さらに言うておけば、解体におけるコストの面、こういうものを考える余裕があれば、実はこの余裕があればというところで、おそらく経済的手法に私は行き着くのかなあと思うが、余裕がない人に対して余裕を与えるということで、少なくとも、リサイクル、あるいはリユースの方向にもっていけるということがあれば、これは私、大変いいことだろうと思う。ただ、この余裕をどこで尺度を測るのが、実は厳しいところなので、今後議論をしていきたいと思う。

それから、消費税と産業廃棄物の問題がある。誰が最終的に支払うのかという観点で、やはりちゃんとした説明がいるということが指摘されているし、それからさらに、ここでは経済的な手法ということに焦点を絞っているわけだが、やはりお金だけで解決できない問題というのがある。これは、東田委員の最後の4ページ目の一番下のところの、いわば考え方のところの問題での御指摘であった。こういうところは、私は、かかってくるんだろうと思っている。

その他、ラベリング制度のこととか、いろいろな御意見を頂いたので、どのように考えていけばいいのかということについて、貴重な御意見として整理できるだろうというように思っている。

で、まだ、この先議論する機会が沢山ございますので、また、改めてこの場を出していただければと思っている。

東田委員、ありがとうございます。

それでは、次回の検討内容ですが、第3回の検討会の最後に話が出ていた、次回、鈴木委員から、ぜひ御報告を頂きたいと思うし、また、今さっき御意見があったが、佐藤勝三委員からも、リニューアルとリユースということもあるので、ぜひ具体的なお話を伺いたいと思っている。

第5回はそういう形をお願いしようと思っているが、その後のことだが、先程名越委員から、考え方の問題ということも提起されているし、それから、どういう形でこの検討会の議論をまとめていくのかということについても、少し考え方の整理をしなければいけないということもあるので、第5回を終わったところで、再度確認をさせていただきたいが、第6回のところでは、いわゆる学識経験者の方々から、今回の検討会を、どのように整理していったらいいのかという御提言をいただければというように思っている。

もちろん、これはまだ、最終的なものではなくて、いろいろな御意見をまず頂くということの一環として、ぜひ10分とか、15分とか、時間をとれると思うので、御協力いただきたい。

なお、これについては、最終的には、次回の時にまた御意見を伺いながら、確定していきたいと思う。

それから、国の環境省の方でも、「産業廃棄物と政策手段」ということで、これも税のあり方ということの検討会が開催されているというように聞いている。これについては、次回以降のところでも御紹介することとしたい。

次回の検討会は、9月下旬に開催するというので、日程調整を行いたい。

以上